**食物アレルギー等対応申出書提出のお願い**

町田市立小学校では、すべてのお子さまの食物アレルギーの状況や学校給食における食物アレルギー対応の希望の有無などを把握するために、就学時健康診断時に、「食物アレルギー等対応申出書」【様式１】を、保護者の方からご提出いただいております。

裏面の記入例をご確認のうえ、「食物アレルギー等対応申出書」をご提出いただきますようお願いいたします。

**１　町田市の学校給食における食物アレルギー対応について**

　町田市では、学校給食における食物アレルギー対応について、できる限りの取り組みをしていきたいと考えております。一方で、対応が必要な方の人数や症状等によって、学校ごとに対応できる範囲は大きく異なります。

　そのため、対応を希望される場合は、必ず医師の診断を記載した「町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）※説明は項目２で記載」（用紙は学校からお渡しします）をご提出いただきます。ご提出いただいた「町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」をもとに、学校と保護者で面談を行い、対応の可否・対応内容を決定します。

　入学までの間に、面談のため学校へお越しいただく場合や、医療機関への受診（受診費や文書料が発生します）をお願いする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

　アナフィラキシー症状の経験がある等、心配な点がございましたら、入学予定の学校へご相談ください。

**２　町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）について**

（１）概要

　学校生活において、食物アレルギーに関する配慮・管理を必要とするお子さまについて、個々のお子さまへの適切な対応を医学的な判断に基づいて検討ができるよう、保護者・学校・主治医で情報を共有するためのツールとして設けられました。食物アレルギーに関するお子さまの症状等を主治医に記載してもらうものとなります。

　なお、アレルギー疾患の状況は児童の成長とともに変化することもあるため、年１回医師による診断を受けて、「町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」をご提出いただきます。

（２）文書料

診療情報提供料として診療報酬での対応になります。ただし、医療機関の主治医とお子さまが入学予定の学校における学校医等が同一の場合は、診療報酬の対象外となります。

その場合は、町田市が文書料を公費負担いたしますので、医療機関の窓口でお申し出いただきますようお願いいたします。

詳細は、「町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を学校からお渡しする際にご案内いたします。

（３）その他の対象者

学校給食での食物アレルギー対応を希望しない方でも、調理実習などの食物・食材を扱う授業や宿泊を伴う校外学習等において、食物アレルギー対応が必要な場合があります。

エピペン®の処方がある場合やアナフィラキシー症状の経験がある場合には、「町田市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の提出が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。